# 財政法判例研究

# 政務 調 **|査費から海外調査費用** (旅費) を支出する

### 違 法性

奈良地裁平成二三年六月三〇日判 二二〇頁 決 伞 成二 年 行ウ第八号) 判例タイムズ一三八三

浜国立大学大学院国際社会科学研究院准教授 板た 垣がき

事 宇実の概

> を求める住民訴訟を提起した。 して不当利得 返還請求を行うこと

程は、

次の

アーウのとおり

四

月一三日

:: 午

後、

現地旅行社

録

基

準

が

異

な

る。 。

そ

0

具

体

的

行

本件海外調查

利得として県に返還すべきである 大韓民国の済州島に海外調査に出 |費用は政務調査費の使途基準に 相手方らはその支出額を不当 その費用を平成二〇年度の 違法な支出であるか (Y) に対 奈良県 海外 は、 相 調 うも 平成二〇年 市 済 手方会派所属議員二名が大韓民 五日までの二泊三日の日程で、 ○○円である。 務調査費 研究費) 会派が本件海外調 議会議 X ら 州特別自治 のであっ が 員を含む複数の者が同 (から支出した四九万三〇 として平 問題とし 应 道の た。 月 こ <u></u> この たの 視察を行うとい の -成二〇年度の政 査の費用 一日から 海外調 調査には は 同月 査は (調 手方 国 行

かけ、

手方ら」ということがある。)

(以下では、

まとめて

員及び奈良県議会会派である相手

奈良県議会議員である相手方議

の住民であるXらは、 政務調査費から支出した。

この

適

合し

ない

査

と主張し、

奈良県知事

同じユネスコの世界遺産であって

文化遺産と自然遺産とでは登

議

員

0

活

動

0

実

(態などを見聞

同議会副議長と面談。

道議会の

済州道

(議会を訪

問

説明を受ける。 緯及び登録後の

したが、 調査 状況及び今後の取組などについ 界遺産登録に至る経緯、 遺産を有する済州島におい 考とすべき点が数多くあるとし 録を目指していることに鑑み、 されたのは、 群」について世界文化遺産への 飛鳥・ 一名に係る費用のみである。 海 相手方会派の報告によれ をすることにあった 一つの島の中に三箇所の自然 外調査の目 藤原宮都とその関連資 政務調査費の支出 相手方会派所 的は、 奈良県 登録後の (なお、 て、 ば 属 対 対象と 議 世 参 登 旨 7 産 が 本

(イ)四月一

兀

[日:午前、

済州自然遺

0

天帝淵瀑布を視察する。

もに、

盆栽芸術苑、

如美地植物

事務所所長及び現地ガイドとと

園及び世界自然遺産登録申

産管理

事務所・

漢拏山御里牧探

長 訪

から、

世界遺産登録に至る経

状況等につい

7

案内所におい

て、

同事務所

紹 昭和56年3月、福島市生まれ。東京大学法学部 東京大学法科大学院修了。東京大学助 国土交通省住宅局主查、山梨学院大学講師 を経て、平成25年4月より現職

主要論文 「保障行政の法理論(1)~(8・完)」 法学協会雑誌 128巻1号~8号(平成23年)、「公営住宅法の 課題(1)(2・完)」自治研究88巻6号・7号、「一 般廃棄物中間処理施設の建設発注に関する公文 書の法人等情報該当性」季報情報公開・個人情 報保護46号 (平成24年)、「耐震強度不足のマン ションの建築確認をめぐる損害賠償請求事件」 自治研究89巻6号、「一級建築士免許取消処分 等取消請求事件」法学協会雑誌130巻8号(平 成25年)

46

四 際に人が住んでいる城邑民族 丈窟及び城山日出峰 月 **-保護区域に指定されながら実** である拒文岳溶岩洞窟 — 五 日 午 前 Ö 世 界自 民族資 群の 然遺 万

に出 議会 主催の世界遺産国際シンポジウム 世界遺産登録に向けた取組と見通 界遺産 二二年二月二八日 しについて一 たほか、 の取組状況に関する記事を掲載し 席するなどした。 |橿原市によって構成される。) 後援会の機関誌に世界遺産へ 査 (奈良県、 者である議員らは、 「飛鳥・ 平成二一年九月三〇日 般質問を行い、 藤原 明日香村、 文化庁及び 登録推進協 桜井市 平成 帰 世 国

## 一 訴訟の提起

監査請求を行ったところ、 光旅行にすぎないと主張して住民 員から理由がないとして棄却され 査に名を借りた単なる仲間 X ら は、 今度は地 Ŀ 記 海 方自治法二 外 調 査 は 監査委 内の観 海 四 外調

民訴訟を提起した。相手方らに請求するよう求める住に対し、上記不当利得金の返還を条の二第一項第四号に基づき、Y

であり、 て調査する目的のための海外調査 後の状況、 州島の世界遺産登録の経緯 録を目指した海外調査であり、 良県として四 Yからは、 その支出は適法であると 今後の取組などについ [番目の世界遺産の 上記海外 バ調査 は 登録 済 登 奈

ており、

広範な裁量が認められる

と解されるところ、その裁量は、

の反論がなされている。
なおXらは、書類の記載や報告様式の不備等、奈良県政務調査費があるとも主張しているが、裁判があるとも主張しているが、裁判があるとも主張しているが、本稿では省所に退けられており、本稿では省略する。

#### 判旨

請求棄却・控訴

5 は会派に交付されるものであるか 0 力を強化し、 )基盤の充実を図るため、 政 議会審議と無関係な調査のた 務 調査 費は、 議員の 議会の 調査研究活 議員又 審議 動 能

> る議員又は会派の判断に委ねられ ることに加え、調査方法も多様な ることに加え、調査方法も多様な ものが想定されることに照らす ものが想定されることに照らす と、議会の審議能力向上のために と、議会の審議能力向上のために と、議会の審議能力向上のために と、議会の審議能力向上のために と、議会の審議能力向上のために と、議会の審議能力向上のために と、議会の審議能力向上のために と、議会の審議を用いて具体的にどの なる議員又は会派の判断に委ねられ

そうすると、会派による海外調 そうすると、会派による海外調 
査の使途基準適合性、すなわち、 
当該調査活動と県政との関連性 
や、当該調査活動と県政との関連性 
も、原則として会派の裁量が尊重 
も、原則として会派の裁量が尊重 
されなければならず、当該調査が

ま出することの村当性にこれであるとか、当該調査活動に政務であるとか、当該調査活動に政務であるとか、当該調査活動に政務であるとか、当該調査活動に政務であるというような事情がな相当であるというような事情がな事情がある場合に初めて裁量がです。

いうべきである。

る以上、 とはできない 偽であり、 調査者らの活動に照らして、 海外調査の ないし見識で視察すること自体が ついて、 無関係ということはできない。 的自体が一見して明らかに県政と るという、 び今後の取組などについて調査す 登録に至る経緯、 において参考にし得る点が存在す 等、 の活性化方法や観光振興への取組 る世界遺産を中心とした地域経済 が認められるものの、 産とはその登録基準が異なること 連資産群」 って、 世界遺産はいずれ 方会派の定めた上記目的自 不相当とはいえず、 なる観光旅行であっ 本件におい 市議会議員が同行したことに その観光行政に関し 「飛鳥・藤 県議会議員と各自の立場 同島において、 相手方会派の定めた目 が登録を目指 海外調査に名を借 行程及び調査終了後の て、 原宮都とその 登録後の状況及 も自然遺 済州島に存する その他、 同島におけ たというこ 世界遺産 す文化遺 奈良県 |体が虚 産であ りた 本件 ま 関

|脱として違法の問題を生じると

さらに、

上記目

[的を実現するに

ことや、 ことに裁量の逸脱はなく、 体として見たとき、政務調査費を 知るという意味で全く無関係とも も観光都市における議会の実態を の実態などを見聞した点について るし、議会を訪ねて議員らの活動 察することにも一応の合理性があ 界遺産を含めた実際の観光地を視 地担当者を訪ねて質疑応答をする による調査を行うのみならず、 出ということはできない。」 が使途基準に適合しない違法な支 海外調査に政務調査費を支出した るというべき事情は見当たらない。 支出することが著しく不相当であ いえないから、本件海外調査を全 したがって、相手方会派が本件 その質疑応答の前後に世 同支出 現

#### (評釈)

# 一 政務調査費(政務活動費

会派または議員に対し、政務調査の一部として、その議会における調査研究に資するため必要な経費ところにより、その議会の議員のところにより、その議会の議員の地方公共団体は、条例の定める

ことにかんがみ、議会の審議能 び支出の報告書を議長に提出する (注3)。 たことが、この制度の眼目である をとって調査研究を行う際に、 いわば議員・会派がイニシアチヴ 集五九巻九号二五〇三頁) (注2)。 うとしたもの」であるとされる せてその使途の透明性を確保しよ 究の費用等の助成を制度化 ける会派又は議員に対する調査研 基盤の充実を図るため、 を強化し、議員の調査研究活動 ます重要なものとなってきている 大し、その議会の担う役割がます 団体の自己決定権や自己責任が拡 が設けられた趣旨は、 (最決平成一七年一一月一〇日 (同一五項)。 政務調査費のしくみ から費用を助成できるようにし 当該政務調査費に係る収入及 本件で問題となったのは 「地方公共 議会にお 併 0 力

> 否かであった。 するため必要な経費」といえるか 議員の調査研究その他の活動に資 海外調査に要した費用が「議会の

(注1) 政務活動費への名称変更に係 には、 動のための経費などは、 った。むろん、議員としての活動 費など)についても、条例によっ められていなかったもの(具体的 り、これまで調査研究活動とは認 の他の活動に資するため」とな が加えられて「議員の調査研究そ か、交付目的に「その他の活動 れたものであり、 望を踏まえた議員修正により行 る今回の法改正は、三議長会の要 治法の一部を改正する法律につい ないよう、…特段の配慮を行うこ 用につき国民の批判を招くことの 議においても、政務活動費の「運 務を課すとともに、衆参の附帯決 議長に対して透明性確保の努力義 使途の透明性の向上を図るべく、 きないとされている。今回の改正 っても交付の対象とすることはで には含まれない政党活動、 て経費を交付することが可能とな ・陳情活動等のための旅費、 と」とされた。植田昌也「地方自 講演会活動、私人としての活 議員としての補助金の要請 交付対象の拡大と同時に、 名称変更のほ 条例によ 選挙活 交通

二七頁(五○頁以下)。

注2) 政務調査費の立法経緯につ うせい (二〇〇九) 一頁以下。 度化とその実態」地方財務五五七 付金)であり、すべての都道府 查交付金 名目で支給されてきたのが県政調 の二にいう「寄付又は補助」との 県や大都市を中心に、議員個人で そこで昭和三〇年代以降、都道府 助を行うことは禁じられていた。 議員個人に対して調査研究費の補 自治法二〇四条の二との関係で、 前は、給与条例主義を定めた地方 明『政府経費法精義』信山社(二 号(二〇〇〇)一三三頁、碓井光 を実定法化したものである。 れる。政務調査費は、このしくみ において支給が行われていたとさ はなく会派に対し、同法二三二条 『政務調査費ハンドブック』ぎょ 〇〇八) 三九七頁以下、廣瀬和彦 市の七割以上、町村の一割弱 加藤幸雄「政務調査費の制 (市の場合は市政調査交

注3) それだけに、政務調査費の使途をめぐっては、会派間での政治 方にいかなる影響を与えたのか、 方にいかなる影響を与えたのか、 方にいかなる影響を与えたのか、 武田祐也「地方議会における会派のあり と政務調査費」早稲田政治公法研

#### 務調 査 費か らの 旅費支出

旅行の びシンガポール、 て認めながらも、 公益性を有することを一 らして合理的な必要性 の目的や地方行政との関連性に照 IJ の議員に期待されている研修およ 視察するための旅行も、 争われ の県政調査研究費をシドニーおよ 二六七号一 その数は少なく、 有さず又 旅行内容が旅行 地方行政との関連において合理性 成一六年一月三〇日判例地方自治 たれるところである。 命令による派遣の事案と比べると、 題となる事案は 調査研究活動の手段として、 公益性の 務 費用に充てたことの適否が 調 介は手 あるい に 査費による調 な 裁判所は、 九頁では、 は ・段として不 いは旅行 ものであり、 目的との関 そのような旅行 そしてイタリア 長や議会の旅行 今後の蓄積が待 旅 行の 徳島 徳島県議会 計 がある限り 海外事情を 査 一相当で 般論とし 地方議会 画 旅 自 連性 ないし 地 行 的 が そ あ を 苸 間 支出は違法であるとした

ために、 じた。 は通訳 場、 酪農、 る。 程 関係者から説明を受け、 港湾の調 ニー・シンガポール旅行では、 であって目的 が認めら 0 み保存の ①市町村の町づくりの取組や町 反対にイタリア旅行については、 との関連性が認められるとした。 施設を見学するなど、 容につい るということはできず、 性が認められ、 としての相当性を要求したのであ 旅 に 調査研 光地 いら判 行内容 ルでは港湾局を訪問したり港湾 用することは違法である」 高齢 これを行先別にみると、 つまり、 B S E をつけて市 政 れるも ため 断する限り、 究という目的には合理性 者福祉施設等を訪問 査研究という目的は合理 の目的との ①旅行目 調 ても、 査 との の施策、 研 たにとどまるも Ŏ 高 公益性を認定する 究費の〕 シドニー Ó 関連性が薄 街地や遺 概に不必要であ 一齢者福祉および 一的の合理 関 一応は目的 |連性 ②具体的 観光行政 ②旅行内 シンガポ 交付 -では牧 跡等 の内: 性 シド と論 手段 金 (1) (2) | 容 0 0 行 並 7 を

明も 議員側が資料提出 究活動に必要な費用であることを めるべきである」として、 は認められないから、 査研究活動に必要な費用であるこ 般論を展開した。 と認めるのが相当である」との一 当額について法律上の原因がない に合致しないものとして、 欠く支出については、 めの支出として必要性、 通念上県政に関する調 等の証拠資料に照らし、 ているのであるから、 ける証拠資料等の添付を義務付け において収支報告書や支出 途が限定され、 れているが、 派又は議員の自 査費をどのように活用する おいてこれを積極的に補足する説 とを裏付ける資料がなく、 7 例集未登載 使途基準に合致しないもの 上記活動に支出され 明らかにするように求めた。 潟地判平成 Ū ない 場合には、 政務調査費は は 交付を受け (律的判断に委ね) 続いて、 ほ 補足説明によ にんらい 年八月二〇 当該 ::使 査研 収支報告書 社 たもの 1 合理性を 会通 議員に 支出相 2 **| 途基準** 究のた た議員 『を裏付 そのの 調 か 政 「社会 査研 と認 は 務 調 念 Н いが 7 情報の収 に出 限 0 0 0 関連性を否定することはできな ŋ いた薬師寺展を視察することに

性がなく、 採用し ることは、 出先機関を訪問して意見を聴取す 支出であるとされた。 拝観は砂防事業政策立案との関連 日程に組み込まれた日光東照宮 は使途基準に沿うものであるが、 業先進地を視察するにあたって、 に取り組 規模な山 ある」として、 費用の金額を確定するのが相当で 合をもって調査研究活動に資する 当でないから、 さらに、 足尾砂防堰堤 た諸々の事業地を視察すること 全額を政 ためでもあるという場合 動のためでもあるし 張して国会や関係官庁、 華厳の滝崩落対策工事とい た 社会通念に従った相当な割 3 んでいる栃木県の砂防事 腹工を実施し、 (注 4)。 県の政策立案に関する 必要性・合理性を欠く 務調査費とするのは ある支出 特段の 大畑沢緑の砂防ゾ 具体的には、 わゆる按分説を また、 資料 が 緑化復元 調査 他 がな 0 東京 目 研 大

東京国立博物館で開催され

集といえるから、

とされた は、 県政との関連が認められない (注5)

は、 枠組みを示すことに繋がったので 違法の問題を生じ」ないとの判断 当であるというような事情がない あるとか、 見 することの相当性)についても広 当該調査活動に政務調査費を支出 会派に非常に広範な裁量を認めて 務調査費の使途について、 が認められる」と述べており、 断に委ねられており、 体的にどのような調査を行うか 上のために政務調査費を用いて具 とに照らすと、 査費を支出することが著しく不相 11 いることが特徴的である。 査費を支出する議員又は会派の 方法も多様なものが想定されるこ は多岐にわたることに加え、 (当該調査活動と県政との関連性) して明らかに県政とは無関係で 裁量を承認し、 こうした関 本判決は 第一次的には、 当不当の問題にとどまって 政務調査費の使途 当該調査活動に政務調 連 議会の審議能力向 議会の 事例と比 「当該調査が一 実際に政務調 広範な裁量 審議 このこ 議員 較 適合性 事項 調 す 政 判 杳 ろ

深まる。 ことが可能な事案であったと考え は、 員 る。 あろう。 広範な裁量を認めた点への疑問は 調査費の支出に関していたずらに られることから、 が で資するところは乏しい気もする も世界自然遺産を視察したところ 在しており、 はすでに複数の世界文化遺産が所 を用いたとしても―― 相当性という比較的厳しい枠組み との関連性、 目的の合理性と②旅行内容の目的 棄しているに等しい 判所による法的コントロールを放 の問題にとどまることになり、 がなされれば支出の是非は当不当 ほとんど想定されない しく不相当」といった局面 かに県政とは無関係である」 一政務調査費を支出することが ・会派からそれらしい理由付け 本判 前掲徳島地判の用いた①旅行 -支出の適法性を基礎づける 決の判断枠組みでは しか 今さら外国の、 または手段としての なおさら、 注 6)。 見して -奈良県内に と思わ など、 し 本件 明 裁 議 か n ら

注4 存している場合に、その全額を適 適法な支出と違法な支出が併

つもりだった」と釈明したら、

تع

とえば最判平成九年九月三〇日判

向を調査して、

区政に反映させる

以下。 らす。 は、 場合において、妥当な解決をもた べきという考え方をいう。 違法な額のみ自治体に返還させる 法または違法と取り扱うのでは iのみが違法な支出であるような それぞれの割合に按分して、 掲記事例のように、 参照、 碓井・前掲二五五頁

日程の一

(注6) 樺嶋秀吉 「議会・執行部なれ (注5) この他、 えて、 たという実際にあった事案をとら でポルノ小説や漫画雑誌を購入し の使い方」都市問題九八巻四号 合いの象徴 いずれも請求は退けられている。 争われた名古屋地判平成二四年七 平成二四年六月二九日判例集未登 判平成二三年一二月一五日判例集 海外行政調査の日当・食卓料とし 東京都の区議会議員が政務調査費 (二〇〇七) 四頁 月一二日判例集未登載があるが、 務調査費を充てたことの違法性が 未登載および控訴審の名古屋高判 ことの違法性が争われた名古屋地 て政務調査費の一部が支出された ポルトガル視察の費用として政 「現代人の性意識や青少年の志 豊橋市議会の議員がスペイン 春日井市議会議員 本を購入した本人 -政務調査費の本当 (五頁) では、

> うした冗談のような運用が現実に うなっていただろう」とする。 剣に向き合う必要があるだろう。 使途適合性の判断という問題と直 なされていた以上は、裁判所も、 ح

## Ξ 長や議会の旅行命令による視 察派遣との

グケースとして機能してきた。 海外派遣が違法となるわけで、 裁量権の逸脱 ている。 外に派遣することもできると論じ るときはその裁量により議員を海 果たすために必要な限度で広範な の議決機関としての機能を適切に は、 月 視察派遣に係る最判昭和六三年三 ある (注7)。 もとづく議員の視察等 のは、 支出が問題となったが、 権能を有し、 多くの裁判例で取り扱われてきた )後の視察派遣事案のリーディン 一〇日判時一二七〇号七三頁 本 普通地方公共団体の議会はそ 件では政務調査費からの旅費 長や地方議会の旅行命令に この 堺市議会議員の海外 合理的な必要性があ ・濫用がある場合は 論理の裏を返せば、 これまで の派遣で そ

がら、 説 は裁量権を逸脱した違法があると おいて、 興 立案を任せた上で、 能力を高めるという目的 情につい 行につい 町議会の行っ (・観光に終始したという事案に 実際には旅 7 議会による旅行 知識を深め議会の活 議員 た東南 が外国 行業者に計 その内容は游 アジア研 . の を 0 決定に 掲げ 行 画 政 修 な 動 旅 0 事

このように、

名

目上

は

行

政

視

る」として、

世界遺産

の

訪

間

例

報

六二〇号

<u>Ŧ</u>i.

〇頁

は

メリ 通の して、 は えば青森地判平成一五年九 と見紛う事案は少なくない。 内容をみると、 摘されているように、 ていた事案である。 日裁判所HP 0 Ė 菂 事情について情報を得 減反に対する補助 力の いろう カリフォルニア州 )観光事業の視察が掲 定程度の有益性 を掲げて ①農業事 11 (ただし は 大規模経 いても、 単なる観光旅行 目的として、 業 たしかに①と 金 判 が認められ 青森県とア 2 環境 営 元の農園 具 決 コメ流 いでも指 0 げられ 月一 体的 たこと あ n  $\overline{\mathcal{O}}$ 間 ア な

問題につい がなものだろうか の議論を深めたというのは、 てカジノ誘致構想の是非について については、 ついて認識したとか、 の仕方等、 入園料等の ンを視察して、 かし被告側の主張にある、 0 諸 条件 は 管理の基本的考え方に 徴 7 大きく異 収や ラスベガスを視察 玉 グランドキャニオ |立公園におけ 防護設備 なる ③観光事業 が。 ②環境 の設 いか Ź L 置

土等 壑 紙一重 った現 では、 性 0 柄の性質上、 視察内容 察先との 旅行目的 ドフォー ためにインドに旅行した際、 おいて「霞ヶ浦賞」の授与を行う 世界湖沼会議に参加し、 ヤイプル 成二四年五月一八日判例集未登載 や世界遺 の違法性 などの ましてや友好都市 上であ 地 茨城県知事らがインドのジ の合理 諸  $\bar{O}$ トやター 市で開催された第 産の視察とも 名所 視察行程や費用 事 連 る <sub>5</sub>われた。 ,情を総合的に考慮す 観光旅行との差異は (注8)。 啀 旧 視察の !跡を訪ねたこと ジマハー 旅行目的と視 なると、 裁判所は、 水戸地判 0 必要性、 同会議 の親善訪 ルとい の相 二二回 レッ 事 亚. 間

> 用の た茨城 上で、 るし…、 ることは有益なことであるといえ を失することになるとも考えられ ら訪れないことは相手に対して礼 とからすればインドの名所等を何 しインドの要人とも交流を持つこ について具体的な見聞・理 地判と きとして、 茨城 ため世界遺産の維 り類似の 県 「知事 《県が有する観光資 インドの国際会議 の県政に直 や県議会議員とい 判断枠組 掲 平成 接関 #持管理 みを示した 与する者 一解を得 に出 材 年 状況 の活 徳島 席

違法性 旧跡を訪 告も争っておらず、 が適法であることは住民訴 ジャイプル市を訪問 は、 要性が認められるとした。 ある本件とは事情が異なることに 世 注意すべ 「霞ヶ浦 界遺産の訪問自体が が争点となっ ねたという付随的部分の 賞 きであろう。 の授与のために つい した本体部分 た事 でに名所 子案であ 訟の原 き目的で これ

判が付した 『を適切に果たすため』 《慮されるのは 議決機関とし 昭 和六三 とい ての機 いう趣 年最

能

ij

力

「海岸では、

候・

風

み込んだ視察日程には合理性と必 唇を組 が許容されかねない。 旅行にまで、 議 ば 会の活動能力の らかの参考となり、 当該地方公共団体の政策決定に何 員としての識 外の事情について知見を広め、 議 くというのは早 ことをもって合理 ことである。 旨 論じている。 が直ちに議会活動に反映されない 五. 質が、 桶 は、 員個人が英気を養うための海外 年青森地判 屋 が儲かる」 か なり 気候・風土等の異 こうした この 公金を支出すること は、 無限 見を高めることは、 向 計であり 点 式の論理 上にも繋がると 前な必要性を欠 海外研修の結果 定に拡 ひいては、 前掲平成 風 大しうる では、 なる海 が 吹け 一々の 議 議

涵養 的 て、 を認 る。 に区別するのはきわめて困難 識 て、 は、 な旅 基本的には 見の涵養なの だが、 私費で行うべきであ 議員 なの 個々の議員が一人の人間とし める以上 案ずるに、 行 か 0 0 性 議 一人の 人の は、 質 員とし 4 が かについて、 識見の 人間としての私 つたん海外視察 ある程 もう腹をくくっ 人間としての ての識 涵 度併 ろう(注 養 であ 実際 など 0

るが、 じるほかなく、 一切、 れが認められないというならば、 いう方策もありうる) (注10)。 割合に応じて、 ることも、 定めるべきであろう。 向けた支援の方針に応じて条例で 面 めるよりも、 金支出のあり方は、 こうした海外視察費用にかかる公 も少なくない(注11)。最終的には、 取決めを行っている地方公共団体 あるのではないか [の財政状況や個々の議員活動に 海外視察への公金支出を禁 議員の職務と私的な旅行の 正 各地方公共団体が当 面 実際にそのような 費用を補助すると から認める必要が (妥協的ではあ 全国一律に定

合理性、

職務との関連性、

手段の

員が 共団体ごとに異なる取扱いをして くが委ねられているから、 いよう、 ならぬ議員自身であるために、 公共団体の意思決定を行うのが他 るところである。 も差し支えなく、 の使途基準は、 とりわけ政務調査費の場合、 四項により、 お手盛り い自律 地方自治法一〇〇 に陥ることのな しかし、 むしろ推奨され 条例の定めに多 が要請 各地方 され 地方公 そ る 議

> みを、事実上、 下級審が提示してきた旅行目的の する手がかりとして用いている。 例で積み重ねられてきた判断枠組 ように、下級審裁判例は前者の事 か、検討しておきたい。 の判断枠組みは異なってくるの らの旅費支出の場合とで、 合と、本件のような政務調査費 旅行命令に基づく視察派遣の場 来のような長 後者の事例を解決 瞥見した 裁判所 一や議 か 슾

議会内で会派に認められている議で正な旅費の支出を許さないためっことは差し支えないと思われっことは差し支えないと思われる。ただ政務調査費においては、周判断枠組みとして一般的に通用の判断枠組みとして一般的に通用の判断枠組みとして一般的に通用の判断枠組みとして一般的に通用の判断枠組みとしている議会内で会派に認められている議会内ではいる。

込んだ司法審査を行う際の障壁となる可能性がある。しかし、議員なる可能性がある。しかし、議員なならない。会派の自律的な調査はならない。会派の自律的な調査はならない。会派の自律的な調査研究活動の促進と公金の不正使用研究活動の促進と公金の神止という――ほんらい矛盾す

だろう。 させるといった工夫が必要になる 明を議員側に求めるなど、 ける資料の提出、 動に必要な費用であることを裏付 判②が示したように、 際には対立しがちな かかる負担の多くを議員側に担 たすためには、 るものではないはずなのだが、 平成二 ならびに補足説 調 兀 査 年 要請を満 立証に 研 新 究活 潟 当 地 実

(注7) 平成一四年法律第四号によって現在の地方自治法一〇〇条一三項が追加されたことで、議会が議員を派遣する際の費用を支給することの法的根拠が整えられた。その文言は、国会議員の派遣について定める国会法一〇三条にほぼ準拠している。成田頼明ほか(編)『注釈地方自治法〈全訂〉』一五九九頁(斎藤誠執筆)。

頁(斎藤誠執筆)。 (注9) 参照、前掲(注7)一六〇二

員活動・政治活動の自由が、

踏み

注10)福島地判平成一五年三月二五日裁判所HPは、福島県大越町の日裁判所HPは、福島県大越町の宮に、町から旅費の一部(一人当際に、町から旅費の一部(一人当の違法性が争われた事案である。の違法性が争われた事案である。

側面と議員個人の観光旅行の側面と議員個人の観光旅行の側面と議員個人の観光旅行の部分が含まれていても、直ちに違法であるとまではいえないとした。穏当な解決ではいえないとした。穏当な解決ではいえないとした。穏当な解決ではいえないとした。穏当な解決ではいえないとした。穏当な解決ではいえないとした。穏当な解決をではいえないとした。穏当な解決をではいえないとした。穏当な解決をではいえないとした。穏当な解決を表している。

(注12) 加藤幸雄「政務調査費条例のあり方を問う」都市問題九八巻四号(二〇〇七)一八頁(二一頁)は、領収書の添付を義務付けることや、実際の支出が使途基準に適合しているか否かについて議会内部の機関が審査する仕組みを設けるべきと提案する。

注13) 手段の相当性の要素では、具体的な支出が相当であるかについて審査が行われる。たとえば、航空機で移動する際に、ビジネスクラスが妥当なのにファーストクラスが妥当なのにファーストクラ